働き方改革関連法総合対応事業 1の1 "戦後最大の大波"への対応推進のリーダーを養成する

働き方改革関連法「労働時間研修」対応のための「労働時間研修」

主催 愛知県下各労働基準協会

働き方改革関連法が成立し、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の労働時間に関する3法が、平成31年4月1日以降順次改正施行され、時間外労働の上限規制、有給休暇付与の義務化、中小事業場の長時間労働割増賃金率の引き上げ等の、労働界では"戦後最大の大波"に企業はさらされることとなります。

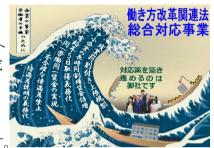
なお、労働時間は最も法違反が発見される事項で、裁判の高額判決、和解の大半が過労死、過労自殺等をめぐるもので、時には"ブラック企業"の汚名を着せられ、顧客や求職者等が離れ、企業経営を危機に落とすこともあります。

また、労働者の幸福、日本の将来に関わり、とりわけ企業には経費、人材確保、社員の勤労意欲、業績に直結し、繁栄を大きく左右する経営の最優先課題です。

そこで、改正を含む幅広い知識を習得し、企業発展につなげる労働時間制度への改善を行い、働き方改革関連法への対応を推進する、企業のリーダー等を養成する、**働き方改革関連法対応のための「労働時間研修」**を開催します。

この研修は、毎年9月の労働実務専門講座の就業管理コース4日間の1日目の労働時間研修を、企業のご要望に応じ切り離し単独で開催するものです。

労働時間管理に関わる多くの皆様に、参加いただきますようご案内申し上げます。



"戦後最大の大波"への対応には、 早めの経営判断と業務の遂行、 人材活用の見直し等の抜本的対 策構築が必要です。2年・3年後も 決して先の話ではありません。

大波襲来(法施行)の時期

· 改正労働基準法 (中小企業等の時間外 上限限期的(大 ・時間外上限規制 (大企業) 2019年4月 2020年4月

·同一労働同一 賃金(大企業) ·時間外上限規制 (中小企業) ·民法時効改正

令和5年 1月24日(火)

賃金(中小企業)

2021年4月

2023年4月

中小企業割増賃金

運転業務・医師)

●日 時 令和4年 5月17日(火)

1,44,4,

令和4年 9月14日(水)

いずれか一日 9時30分~16時30分

●会場 **一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」** 名古屋市北区清水1-13-1

研修内容

- 1. 労働時間の現状とトラブル ・・・・先進国で長時間労働・低生産性は日本と韓国だけ
- 2. 労働時間への国の動き …戦後最大の大波が襲来する
- 3. 労働時間と変形労働時間制 ····ええっ! これも労働時間?
- 4. みなし労働時間制 ・・・・該当業務は有効活用が可能かも
- 5. 休憩・休日 ・・・・意外に知らない管理の落とし穴
- 6. 時間外・休日労働と上限規制 ···· 運用留意点は? 法改正の内容は?
- 7. 適用除外と高度プロフェッショナル制度 ……わが社でも使えるの?
- 8. 改正労働安全衛生法と安全配慮義務 ・・・・大切な社員の健康と命を守る
- 9. 年次有給休暇と付与義務化 ・・・・言ってませんか「有給休暇は取っちゃダメ」
- 10. 年少者・妊産婦の労働時間 ・・・・意外に厳しい法規定
- 11. 働き方改革 ・・・・企業に有益な「働き方改革」を見つけましょう
 - (1)働き方改革の意義 (2)体制構築・意識の変革
 - (3)労働ルールの確立 (4)要員体制の見直し (5)業務の改善



取引先・顧客等の要望に対応するため

3択問題を考えるグループ討議

12. 今後の労働時間管理に向けて…さあ、企業を伸ばす労働時間制度の改善を始めましょう

講 師

一般社団法人名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高 司

【講師プロフィール】労働基準協会の業務を統括管理し、労務管理に関する数多くの講演、企業の労働相談対応を行う。10年間にわたり国の労働時間改善事業のアドバイザーを行い、最近は労働時間対策の企業出張講演も多い。労働基準協会の社労士受験講座主任講師、関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。



- ●対象 経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等
- ●会費会員9,420円 非会員11,510円

(いずれも資料代・昼食代・税を含みます。)

- ●定員 45名 定員になり次第締め切ります。
 - ※新型コロナウイルス感染症の状況により定員等変動します。 ご了承ください。

一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1 電 話(052)961-1666 **FAX(052)962-1670**

* 会場には受講者専用駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。 車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。充分時間を見ていた だいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。



【会場アクセス】

「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分 「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分 「バ ス」市バス・名鉄バス 清水口より徒歩5分

	申	H 7A 52 70							申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。 実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。					
		名 称								所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区	
	(–	社)名:	化 労	働	基注	隼 協	숲	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
	(—	社)	名古	屋南	労働	動基	準協	会	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
	名	古』	屋東	労	動基	基準	協	会	〒467-0863	名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町	
	名	古』	屋西	労	動差	基準	協	숲	〒450−0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町	
	豊	橋	労	働	基	準	協	会	〒440−0874	豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
申込先	岡	崎	労	働	基	準	協	숲	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
	_	宮	労	働	基	準	協	숲	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
	(–	社)半月	田労	働	基達	単 協	숲	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
	(–	社) 刈 1	3 労	働	基達	単 協	숲	₹448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
	豊	田	労	働	基	準	協	숲	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
	瀬	戸	労	働	基	準	協	숲	〒489−0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
	津	島	労	働	基	準	協	숲	〒496−0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
	江	南	労	働	基	準	協	숲	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
	西	尾	労	働	基	準	協	숲	〒445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
		(実施機関) 団法人 名北労働基準協会					為会		三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。					

働き方改革関連法対応のための「労働時間研修」 申込書(コピー可) 申込日 年 月 日 会員番号 申込協会 労働基準協会 令和 年 月分 事 フリガナ 事業場名 ご記入下さい 非会員事業場のな 事業場名 ₹ 種 在 地 場) (従業員数 名 Α) Х 記入不要 記入不要 所属部署・職名 性別・生年月日 氏 名 講習番号 受講番号 受 フリガナ 男·女 S • H 年 月 日 講 フリガナ 男·女 S • H 年 日 会費支払時期 月 日 銀行振込 現金書留 事務局窓口 にて支払予定 受講票送付先 受講者本人 • 担当者 (部署名 様) 担当者

(a)

メールアドレス